

# 令和 6 年度診療報酬改定と賃上げについて ～ 今考えていただきたいこと（**歯科医療機関の場合**） ～

令和6年2月22日

厚生労働省保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 目 次

### 1 医療従事者の賃上げの概要について

- ( 1 ) 全体の概要
- ( 2 ) 対象職種
- ( 3 ) 創設される診療報酬について
- ( 4 ) 賃上げを考える前に ベースアップとは
- ( 5 ) ベースアップ評価料の算定額の配分パターン
- ( 6 ) 具体的なスケジュール
- ( 7 ) 計画書・報告書の提出について

### 2 よくあるご質問

### 3 ベースアップ評価料の試算

### 参考 賃上げに向けた評価の新設（詳細）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1 医療従事者の賃上げの概要について

# 医療従事者の賃上げの概要について

## <全体の概要（歯科関係）>

- 昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げの状況などといった経済社会情勢は、医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えています。
- こうした中、令和6年度診療報酬改定では、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、**医療従事者の賃上げを実施するための特例的な対応**を行います。

### 物価高に負けない「賃上げ」の実現！

物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指し、令和6年度診療報酬改定では、

1

**病院、歯科診療所に勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係職種**の賃上げのための特例的な対応として、**+ 0.61%の改定**

2

**40歳未満の勤務歯科医師、事務職員、歯科技工所等で従事する者**の賃上げに資する措置として、**+ 0.28%の改定**

を行い、**医療従事者の賃上げに必要な診療報酬の創設及び初再診料等の引き上げ**ます。

また、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%の実現に向け、

① 医療機関等の過去の実績

② 今般の報酬改定による上乗せ点数の活用

③ 賃上げ税制の活用

を組み合わせることにより、達成を目指していくことになります。



なお、今回の賃上げの状況については、賃金引上げに係る計画書、賃金引上げの実施状況の報告書の提出（毎年）、抽出調査などにより報告していただく予定です。



今般の報酬措置以外の収入や、税制措置も活用しながら、令和6年度ベア+2.5%、令和7年度ベア+2.0%の目標にご協力をお願いします。

# 1 医療従事者の賃上げの概要について

## (1) 全体の概要②

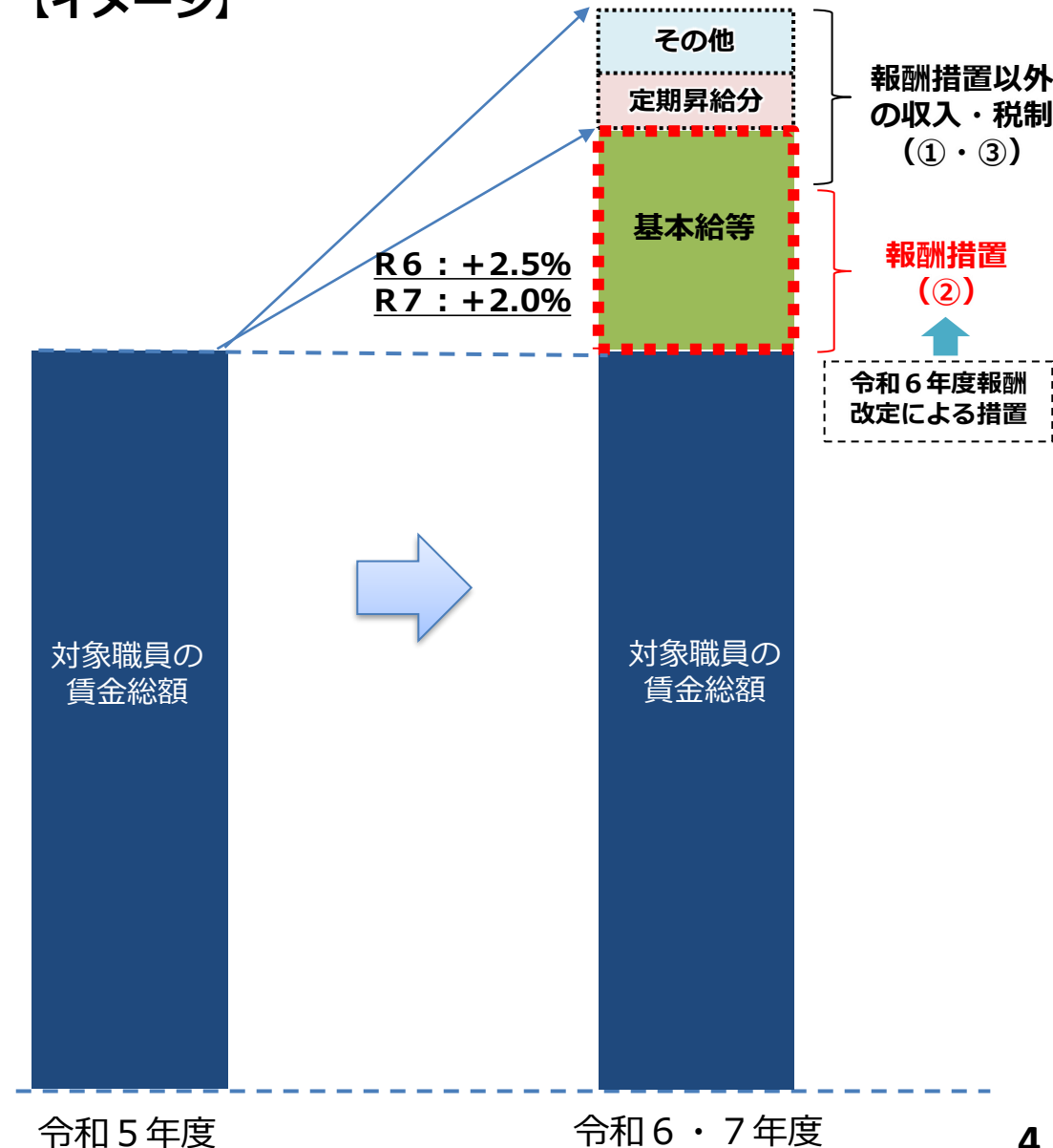
### 【基本的な方針】

#### ■ 次の①～③を組み合わせた賃上げ対応

- ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
- ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
- ③ 賃上げ促進税制の活用

- #### ■ 令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、昨年を超える賃上げの実現を目指す。

### 【イメージ】



# 1 医療従事者の賃上げの概要について

## (2) 対象職種

- 今般の診療報酬改定における賃上げの対象となる職種については、それぞれ以下のとおりです。

1

**病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、+ 0. 6 1 %の改定**

【対象職種】

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、**歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者**、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）

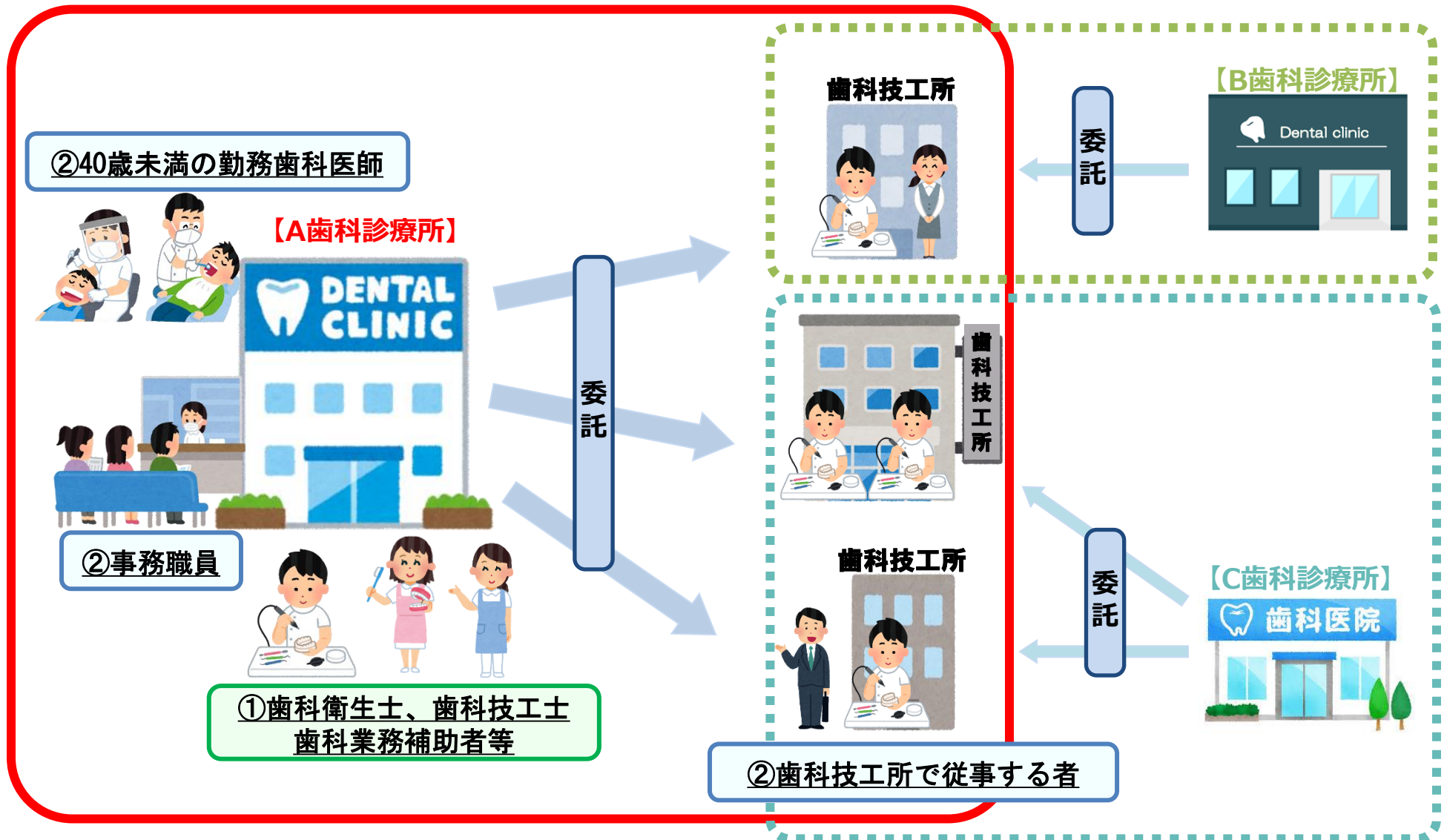
2

**40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、+ 0. 2 8 %の改定**

【対象職種（想定）】

**40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所で従事する者** 等

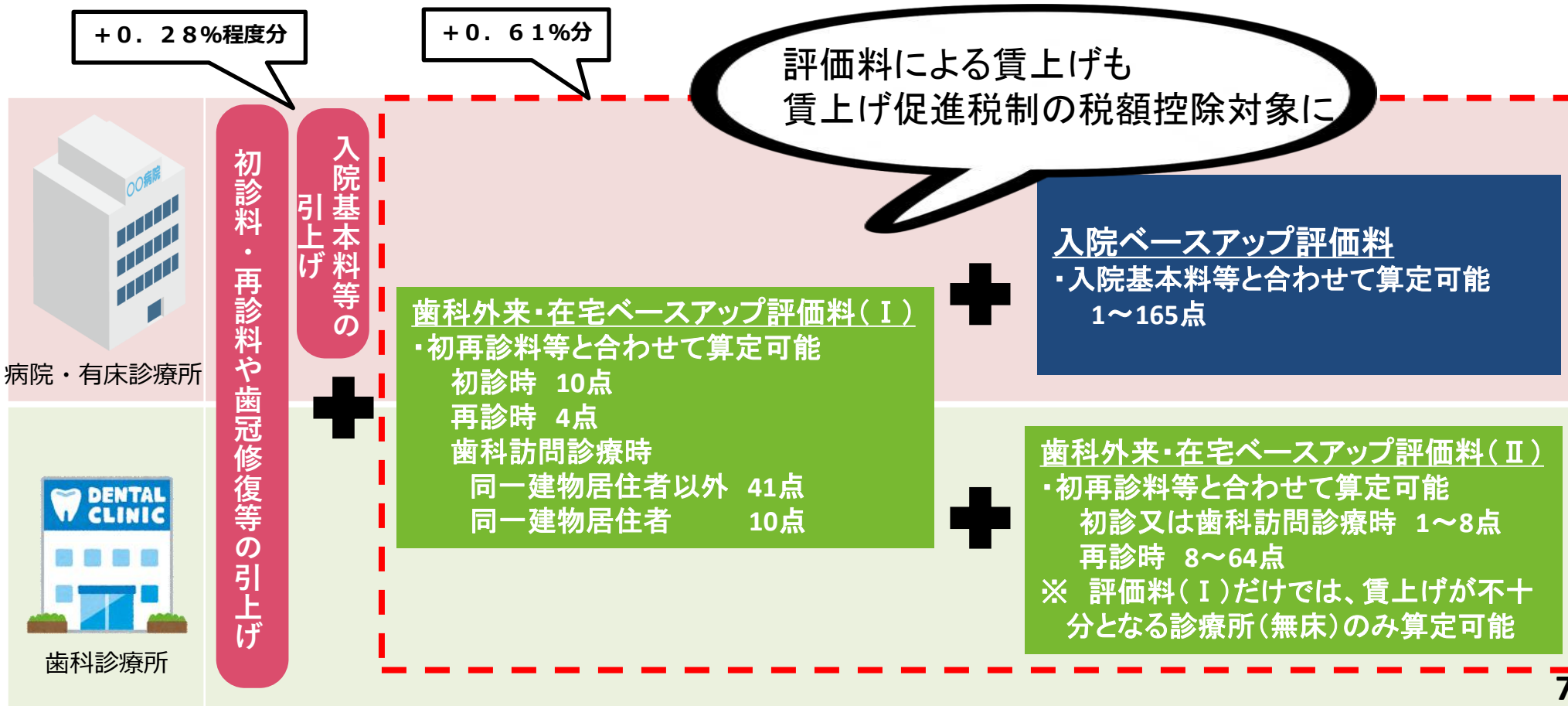
# 賃上げ対象となる歯科関係職種のイメージ



# 1 医療従事者の賃上げの概要について

## (3) 創設される診療報酬について

- 令和6年度の診療報酬改定では、歯科では「**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、（Ⅱ）**」、「**入院ベースアップ評価料**」といった診療報酬を創設します。
- また、**初診料・再診料**や**歯冠修復・欠損補綴物の製作**に係る項目等についても、職員の賃上げを実施すること等も踏まえた引上げを行います。
- さらに、**今回創設される診療報酬（既存の看護職員処遇改善評価料含む）**による賃上げについて、賃上げ促進税制における税額控除の対象となります。





# 1 医療従事者の賃上げの概要について

## (4) 賃上げを考える前に ベースアップとはー

- 賃上げに係る診療報酬においては、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた「給与総額」をもとにした点数設計としています。
  - 医療機関等においては、この報酬分をベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ）に充てていただくこととなります。
  - また、ベースアップには、連動して引きあがる賞与分※や事業主負担の増額分も含まれます。
- ※ 業績に連動して引き上がる賞与については対象外です。

### ベースアップの考え方

「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることを行います。

| 号俸 | 職務の級     |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|
|    | 1級       | 2級       | 3級       | 4級       |
| 1  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 2  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 3  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 4  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 5  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 6  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 7  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 8  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 9  | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |
| 10 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 | 000,000円 |

賃金表内での職員の給与の変動は、定期昇給に該当し、ベアには該当しません。

改定

| 号俸 | 職務の級   |        |        |        |
|----|--------|--------|--------|--------|
|    | 1級     | 2級     | 3級     | 4級     |
| 1  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 2  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 3  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 4  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 5  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 6  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 7  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 8  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 9  | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |
| 10 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 | ●●●●●円 |

●%  
アップ!

賃金表に記載の額そのものを引き上げることがベースアップです。

### 賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、給与規程や雇用契約に定める基本給等について、引上げを行います。

なお、基本給等とは、決まって毎月支払われる給与や手当のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

給与規程

# 1 医療従事者の賃上げの概要について

## (5) ベースアップ評価料の算定額の配分パターン

- 医療機関等においては、令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画します。
- そのなかで**ベースアップ評価料（改定率+0.61%分）については、対象職種の給与総額の2.3%相当となるように設定**されており、令和6年度と7年度の2年とも同じ点数設計です。
- したがって、この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられますが、いずれの場合も**算定額を全て賃金の引き上げに充てる**ことが重要です。

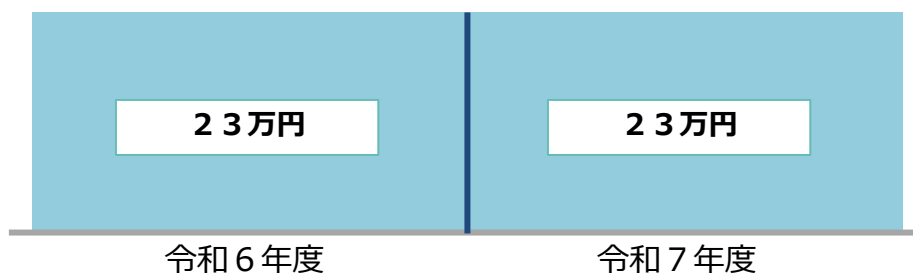
【例：令和5年度の給与総額を1000万円とした場合】

（2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み）

1000万円×2.3%×2年間＝46万円  
（賃金の引き上げに充てる額）

（パターン1）

令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法

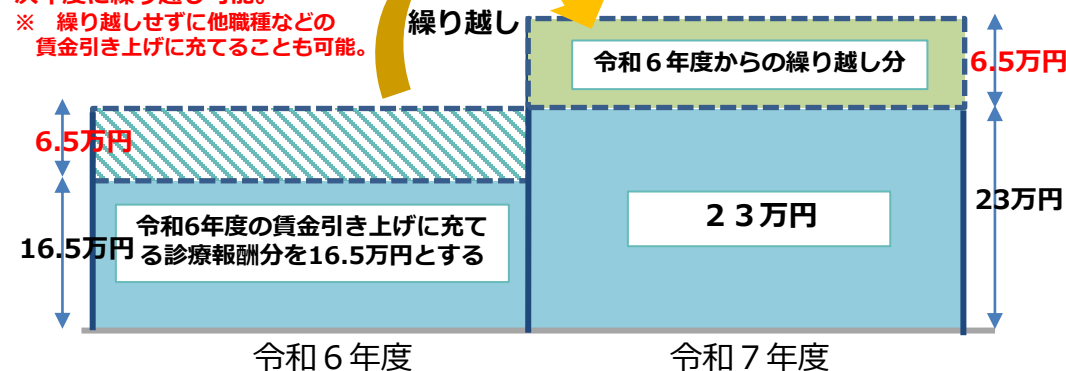


（パターン2）

2年間で段階的に引き上げを行う配分方法

23万円－16.5万円＝6.5万円を  
次年度に繰り越し可能。

※ 繰り越しせずに他職種などの  
賃金引き上げに充てることも可能。



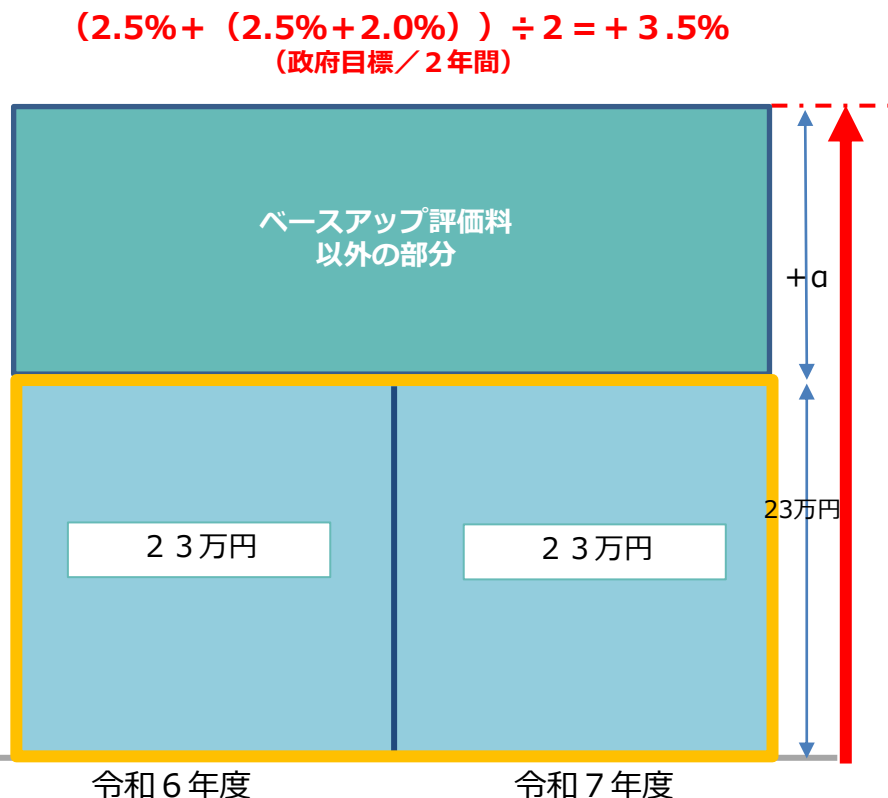
ベースアップ評価料の算定額の見込みについては、あくまで目安であり、保険医療機関ごとの状況や実際の算定回数に応じて、変動が生じ得ます。

# 〔例〕 政府目標を踏まえたモデルケース

【例：年間の給与総額を1000万円とした場合】

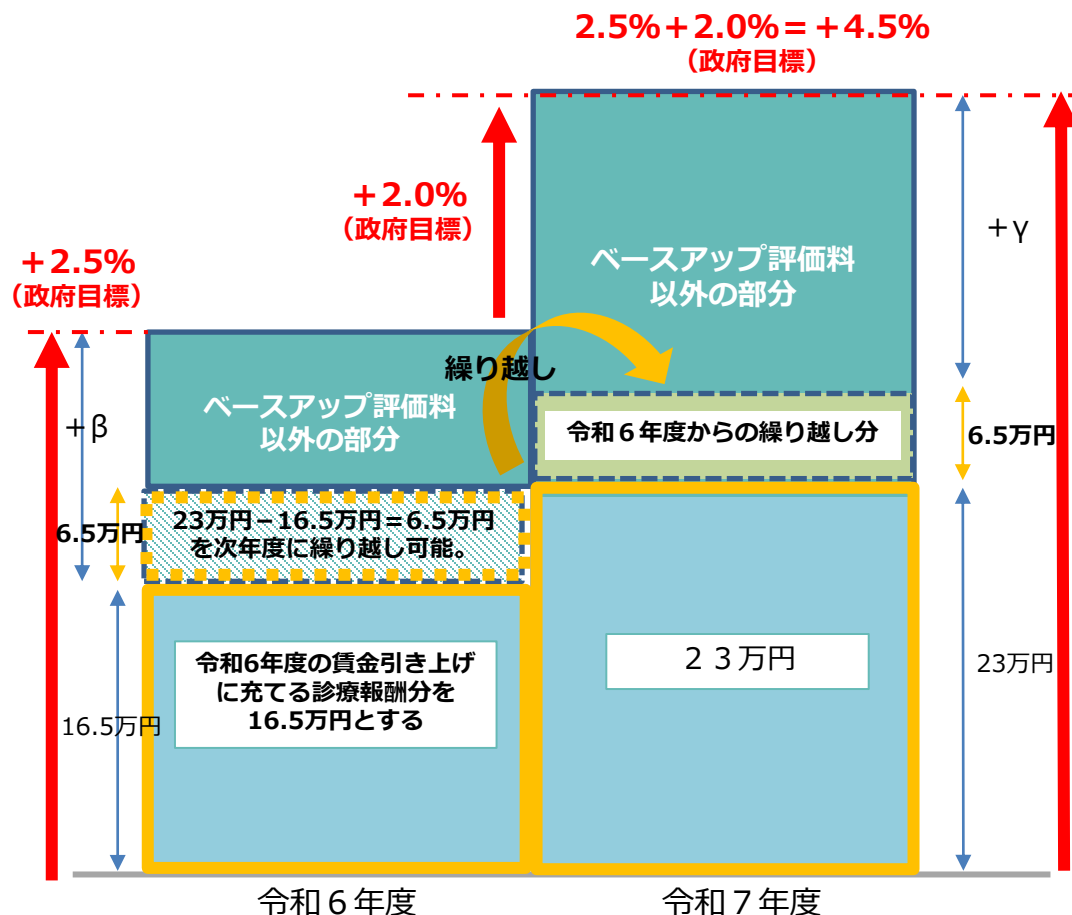
（パターン1）

令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



（パターン2）

2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



ベースアップ評価料による賃上げの対象とならない職種についても、引き上げられた初再診料等や入院基本料等を活用して、同様の考え方で政府目標の達成を目指して頂きますようお願いいたします。

# (例) 医療機関の賃上げイメージ (パターン1の場合)

例) 賃上げ対象の職員数3名の歯科診療所

歯科衛生士 (基本給等330万円/年、賞与20万円×2回、時間外手当10万円/年)、 歯科技工士 (基本給等340万円/年、賞与20万円×2回、時間外手当50万円/年)  
歯科業務補助者 (基本給270万円/年、賞与15万円×2回、時間外手当10万円/年)

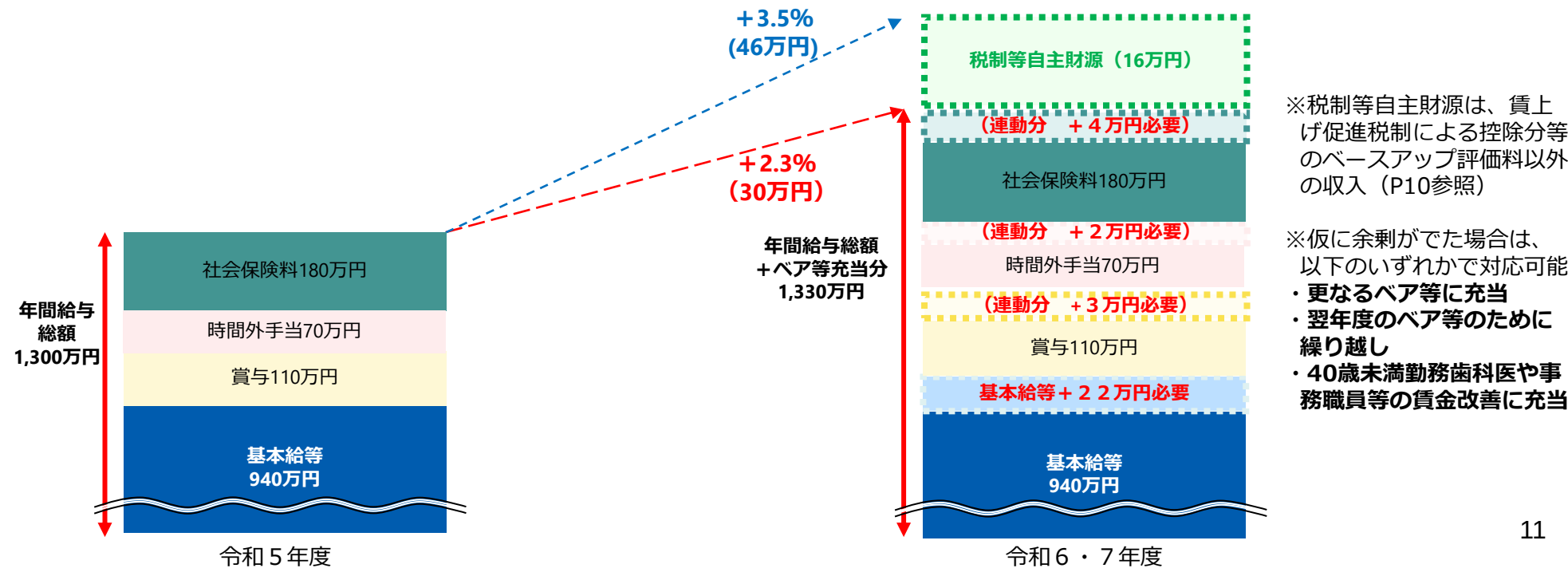
| 対象職員           | 歯科衛生士 | 歯科技工士 | 歯科業務補助者 | 計 (万円) |
|----------------|-------|-------|---------|--------|
| 基本給等           | 330   | 340   | 270     | 940    |
| 賞与             | 40    | 40    | 30      | 110    |
| 時間外手当 (割増1.25) | 10    | 50    | 10      | 70     |
| 社会保険料等         | 60    | 70    | 50      | 180    |
| 計              | 440   | 500   | 360     | 1,300  |

| 〇〇歯科医院        | 年間給与  | R6年度ベア政府目標のための必要額 (万円) |                    |         |
|---------------|-------|------------------------|--------------------|---------|
|               |       | (診療報酬分)                | (診療報酬分 + 税制等自主財源分) | 税制等自主財源 |
| 給与総額          |       | ×2.3%                  | ×3.5%              |         |
| 基本給等          | 940   | 22                     | 33                 | 11      |
| 賞与            | 110   | 3                      | 4                  | 1       |
| 時間外手当(割増1.25) | 70    | 2                      | 2                  | 1       |
| ※時間外手当はベア連動あり |       |                        |                    |         |
| 社会保険料等        | 180   | 4                      | 6                  | 2       |
| 計             | 1,300 | 30                     | 46                 | 16      |

※端数処理のため合計が一致しない場合がある。  
※社会保険料等事業主負担分については、(基本給等 + 賞与 + 手当) × 16.5% で推計。  
※賞与は全て基本給に連動するものと仮定。

【ベースとなる給与総額】

【政府目標への充当】



# (例) 医療機関の賃上げイメージ (パターン2の場合)

例) 賃上げ対象の職員数3名の歯科診療所

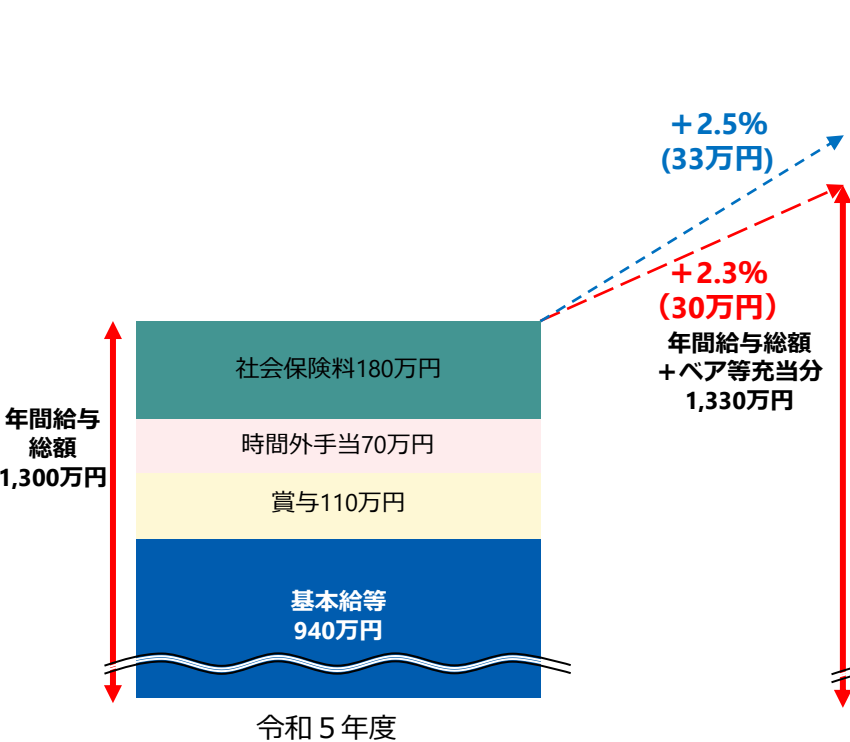
歯科衛生士 (基本給等330万円/年、賞与20万円×2回、時間外手当10万円/年)、 歯科技工士 (基本給等340万円/年、賞与20万円×2回、時間外手当50万円/年)  
歯科業務補助者 (基本給270万円/年、賞与15万円×2回、時間外手当10万円/年)

| 対象職員           | 歯科衛生士 | 歯科技工士 | 歯科業務補助者 | 計 (万円) |
|----------------|-------|-------|---------|--------|
| 基本給等           | 330   | 340   | 270     | 940    |
| 賞与             | 40    | 40    | 30      | 110    |
| 時間外手当 (割増1.25) | 10    | 50    | 10      | 70     |
| 社会保険料等         | 60    | 70    | 50      | 180    |
| 計              | 440   | 500   | 360     | 1,300  |

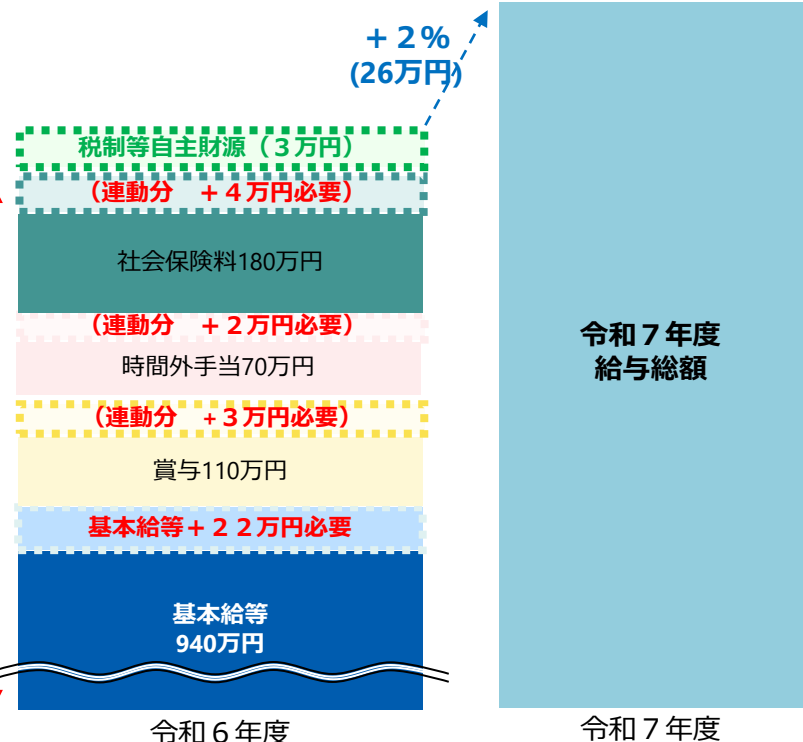
| 〇〇歯科医院        | 年間給与  | R6年度ベア政府目標のための必要額 |                    |         | 令和7年度              |  |
|---------------|-------|-------------------|--------------------|---------|--------------------|--|
|               |       | (診療報酬分)           | (診療報酬分 + 税制等自主財源分) | 税制等自主財源 | (診療報酬分 + 税制等自主財源分) |  |
| 給与総額          |       | ×2.3%             | ×2.5%              |         | ×2.0%              |  |
| 基本給等          | 940   | 22                | 24                 | 2       | 19                 |  |
| 賞与            | 110   | 3                 | 3                  | 0       | 2                  |  |
| 時間外手当(割増1.25) | 70    | 2                 | 2                  | 0       | 1                  |  |
| ※時間外手当はベア連動あり |       |                   |                    |         |                    |  |
| 社会保険料等        | 180   | 4                 | 5                  | 0       | 4                  |  |
| 計             | 1,300 | 30                | 33                 | 3       | 26                 |  |

※端数処理のため合計が一致しない場合がある。  
※社会保険料等事業主負担分については、(基本給等+賞与+手当)×16.5%で推計。  
※賞与は全て基本給に連動するものと仮定。

【ベースとなる給与総額】



【政府目標への充当】



※令和7年度の賃上げは、  
・令和6年度のベースアップ評価料の一部を令和7年度に繰り越す  
・税制等自主財源の活用などにより達成。

# 1 医療従事者の賃上げの概要について

## (6) 具体的なスケジュール

- 賃上げのスケジュールのイメージは以下のとおりです。
- 医療機関等においては、賃金引き上げの計画の作成→計画に基づく労使交渉等→計画に基づく給与規程の改正→施設基準の届出及び期中の区分変更の届出→賃上げ状況の報告（令和6年度・令和7年度）を実施していくこととなります。

|                 | R5年度    |    | R6年度 |     |     |      |    | R7年度 |    |     |     |      | R8年度 |     |     |
|-----------------|---------|----|------|-----|-----|------|----|------|----|-----|-----|------|------|-----|-----|
|                 | 2月      | 3月 | 4月～  | 6月～ | 9月～ | 12月～ | 3月 | 4月～  | 6月 | ～8月 | 9月～ | 12月～ | 3月   | ～5月 | ～8月 |
| 賃上げセミナー         | ●<br>本日 |    |      |     |     |      |    |      |    |     |     |      |      |     |     |
| 計画（・交渉）<br>・改定  | ↔       |    |      |     |     |      |    |      |    |     |     |      |      |     |     |
| 賃金改善<br>実施期間    |         |    |      |     |     |      |    |      |    |     |     |      |      |     |     |
| 施設基準上の<br>届出・変更 |         |    |      |     |     |      |    |      |    |     |     |      |      |     |     |
| 賃上げ状況の<br>報告    |         |    |      |     |     |      |    |      |    |     |     |      |      |     |     |

2段階の引き上げを  
行う場合

↔

↔

R6年度分

R7年度分

賃上げに係る診療報酬の  
算定開始月は6月だが、  
4月・5月の賃上げにも  
充当可

R6改定  
施行

報告は令和8年3月まで  
の分だが、4月・5月の  
賃上げ分も維持

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

↔

<

# 1 医療従事者の賃上げの概要について

## (7) 計画書・報告書の提出について

### 賃金引き上げに係る計画書・賃金引き上げの実施状況の報告書について

- 前ページのスケジュールにあるとおり、ベースアップ評価料を算定する医療機関等は、施設基準の届出書と合わせて、賃金引き上げに係る**計画書及び報告書**を地方厚生（支）局にご提出頂きます。この中で、ベースアップ評価料が原則ベア等に充てられていることについても確認します。
- さらに、計画書及び報告書では、ベースアップ評価料による賃金引き上げの状況だけでなく、**自主財源等も含めた全体的な引き上げ状況及びベースアップ評価料の対象とならない40歳未満の勤務医師等（改定率+0.28%分）の職種の状況**についてもお聞きする予定です。
- また、別途、歯科技工所も含め**抽出調査の実施等**も予定しています。



## 2. よくある質問



# よくある質問

**Q1.** 令和6年6月からベースアップ評価料を算定する場合は、いつから賃上げを実施すればよいのでしょうか。

**A.** 算定要件としては、令和6年6月から賃上げを実施していれば、要件を満たしますが、令和6年4月及び5月から賃上げを実施する場合も、ベースアップ評価料を充当してよいこととしています。

**Q2.** 賃上げ促進税制とは、どのような制度でしょうか。

**A.** 事業者が一定率以上の賃上げをした場合に、賃上げ額の一部を法人税等から税額控除できる制度です。

詳細は以下URLのパンフレットを御確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6\\_chinagesokushinzeisei\\_pamphlet.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei_pamphlet.pdf)



### 3 ベースアップ評価料の試算

## 2 ベースアップ評価料の試算①

- 厚生労働省では、今般のベースアップ評価料による算定見込みや医療従事者の賃上げ見込みの試算を支援するため、「ベースアップ評価料計算支援ツール」を作成しました。
- 以下では、当該ツールを活用した具体的な試算方法をご説明します。施行前にご自身の施設における賃上げについて試算してみましょう。

### 医療従事者の賃上げ計算支援ツール

令和6年2月15日版

本ツールでは、次の3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援します。

Step 1

対象職員の給与総額の計算

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算



#### 目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



まずは、次へをクリックします。

## 2 ベースアップ評価料の試算②

- まずは、**対象職員の給与総額**を計算し、入力してください（P 7の対象職員も参照。）。
- この際、入力する給与総額には賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めるように注意してください（ただし、役員報酬は対象外です。）。

### Step 1

### 対象職員の給与総額の計算

○ まずは、**対象職員の給与総額**を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

例) 歯科衛生士（給与総額35万円/月、賞与32万円×2回）、歯科技工士（給与40万円/月、賞与36万円×2回）、歯科業務補助者（給与25万円/月、賞与22万円×2回）の計3名。6、12月に賞与の場合。

算定開始予定日

2024年6月1日

2024年7月1日以降の算定を予定している場合は、給与対象月が変更となります。

2024年2月については、試算時には、見込みで構いません。

| 給与対象月     | 対象職員の給与総額  |
|-----------|------------|
| 2023年3月   | 1,000,000円 |
| 2023年4月   | 1,000,000円 |
| 2023年5月   | 1,000,000円 |
| 2023年6月   | 1,900,000円 |
| 2023年7月   | 1,000,000円 |
| 2023年8月   | 1,000,000円 |
| 2023年9月   | 1,000,000円 |
| 2023年10月  | 1,000,000円 |
| 2023年11月  | 1,000,000円 |
| 2023年12月  | 1,900,000円 |
| 2024年1月   | 1,000,000円 |
| 2024年2月   | 1,000,000円 |
| 1月当たり給与総額 | 1,150,000円 |

対象職員の給与総額の実績を入力します。

給与総額には、**賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額**を計上してください。  
ただし、**役員報酬は対象外**です。

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る

次へ

入力後、次へをクリックします。

## 2 ベースアップ評価料の試算③

- 次に、**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**の算定見込みの計算を行います。
- 対象期間の初再診料等の算定回数を入力してください（P 23、25の「算定要件」も参照。）。
- 医科併設の保険医療機関については、医科の初再診料等の算定回数も入力してください。

### Step 2

### ベースアップ評価料の算定見込みの計算

#### ①歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【診療所・病院共通】

- 次に、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**の算定見込みの計算を行います。
- **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。**

算定開始予定日

2024年6月1日

医科併設の医療機関は、算定回数を入力してください。

2024年7月1日以降の算定を予定している場合は、算定月が変更となります。

歯科はこちらに入力

2024年2月については、試算時には、見込みで構いません。

|           | 初診料等 | 再診料等 | 訪問診療料<br>(同一建物以外) | 訪問診療料<br>(同一建物) |
|-----------|------|------|-------------------|-----------------|
| 1月当たり算定回数 | 0回   | 0回   | 0回                | 0回              |

| 算定月       | 歯科初診料 | 歯科再診料等 | 歯科訪問診療料<br>(同一建物以外) | 歯科訪問診療料<br>(同一建物) |
|-----------|-------|--------|---------------------|-------------------|
| 2023年12月  | 12回   | 260回   | 1回                  |                   |
| 2024年1月   | 11回   | 300回   | 1回                  |                   |
| 2024年2月   | 7回    | 190回   | 0回                  |                   |
| 1月当たり算定回数 | 10回   | 250回   | 1回                  | 0回                |

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る

次へ

算定回数を入力します。

入力後、次へをクリックします。

## 2 ベースアップ評価料の試算④（無床診療所の場合）

- 次に、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）**の算定見込みの計算を行います。
- こちらは、**無床診療所のみが対象**となりますので、**病院・有床診療所については算定できません。**
- 該当する区分のみ選択し、算定の可否及び算定できる場合の区分を確認してください。

### Step 2

### ベースアップ評価料の算定見込みの計算

#### ②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が**1.2%に満たない診療所**については、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定**することができます。

#### 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の算

該当区分を選択します。

①該当する区分を選択ください。

- ☐ 病院・有床診療所  
☒ 無床診療所

算定可能

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

|           |            |
|-----------|------------|
| 1月当たり給与総額 | 1,150,000円 |
| 1月当たり算定金額 | 6,273円     |
| 賃金増率      | 0.55%      |

#### 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分

算定区分です。

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 区分の元となる数値 | 2.2                   |
| 算定区分      | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2  |
| 算定点数      | 初診・歯科訪問診療時 16点 再診時 2点 |

- ※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。
- ※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）。
- ※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

入力後、次へをクリックします。



## 2 ベースアップ評価料の試算⑤（病院・有床診療所の場合）

- 次に、**入院ベースアップ評価料**の算定見込みの計算を行います。
- こちらは、**病院・有床診療所のみが対象**となりますので、**無床診療所については算定できません**。
- 対象期間の延べ入院患者数を入力し、算定の可否及び算定できる場合の区分を確認してください。

### Step 2

### ベースアップ評価料の算定見込みの計算

#### ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

- 病院・有床診療所については、**入院ベースアップ評価料**を算定できます。
- **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月**における延べ入院患者数を入力してください。

延べ入院患者数を入力します。

2024年2月については、試算時には、見込みで構いません。

算定開始予定日

2024年6月1日

対象月

2023年12月

20人

2024年1月

20人

2024年2月

20人

一月当たり  
延べ入院患者数

20人

2024年7月1日以降の算定を予定している場合は、算定月が変更となります。

評価料の算定可否

ご確認ください。

- ☒ 病院・有床診療所  
☐ 無床診療所

該当区分を選択します。

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額

1,150,000円

1月当たり算定金額

6,273円

賃金増率

0.55%

算定可否

算定可能

入院ベースアップ評価料の区分

算定区分です。

区分の元となる数値

100.8

算定区分

入院ベースアップ評価料101

算定点数

101点

入力後、次へをクリックします。

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る

次へ

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。

## 2 ベースアップ評価料の試算⑥

- 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

### Step 3

### 医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

#### 賃上げ見込みの計算

|                                            |            |
|--------------------------------------------|------------|
| 1月当たり給与総額                                  | 1,150,000円 |
| 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による1月当たり収入              | 6,273円     |
| 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による1月当たり収入<br>（無床診療所のみ） | 6,707円     |
| 入院ベースアップ評価料による1月当たり収入<br>（病院・有床診療所のみ）      | 0円         |
| ベースアップ評価料による1月当たり収入合計                      | 12,980円    |
| ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計                     | 155,760円   |

本記載では、無床診療所の例で記載しているため、前ページにかかわらず0円としています。

この試算を踏まえ、必要な賃金引上げの準備（賃金引上げの計画、労使交渉、給与規程の改定等）を行った上で、**施設基準の届出、計画書の提出**をお願いします。

#### 目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ



ご清聴ありがとうございました。



## 参考 賃上げに向けた評価の新設（詳細）

## 賃上げに向けた評価の新設③（歯科）

### 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設

- 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関（歯科）において、勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

#### （新）歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）（1日につき）

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| <u>1 初診時</u>          | <u>10点</u> |
| <u>2 再診時等</u>         | <u>2点</u>  |
| <u>3 歯科訪問診療時</u>      |            |
| <u>イ 同一建物居住者以外の場合</u> | <u>41点</u> |
| <u>ロ 同一建物居住者の場合</u>   | <u>10点</u> |

#### 〔算定要件〕

- （1）主として歯科医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中以外の患者に初診、再診、訪問診療を行った場合に所定点数を算定する。
- （2）1については、初診料を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- （3）2については、再診料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料又は外来腫瘍化学療法診療料を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- （4）3のイについては、歯科訪問診療1を算定しているものについて、所定点数を算定する。
- （5）3のロについては、歯科訪問診療2、歯科訪問診療3、歯科訪問診療4、歯科訪問診療5、歯科訪問診療料の注15又は注19を算定しているものについて、所定点数を算定する。

## 賃上げに向けた評価の新設②

### 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設②

[施設基準]

- (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
- (2) 主として歯科医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。）が勤務していること。対象職員は別表 1 に示す職員であり、専ら事務作業（歯科業務補助者等が歯科医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれない。
- (3) 当該評価料を算定する場合は、令和 6 年度及び令和 7 年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実施しなければならない。ただし、令和 6 年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合等においてはこの限りではない。
- (4) (3) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (5) 対象職員の基本給等を令和 5 年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、40 歳未満の勤務歯科医及び勤務医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を行うことができること。
- (6) 令和 6 年度及び令和 7 年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (7) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

【別表 1】主として医療に従事する職員（対象職員）

|       |           |                      |
|-------|-----------|----------------------|
| 薬剤師   | 歯科衛生士     | 社会福祉士                |
| 保健師   | 歯科技工士     | 介護福祉士                |
| 助産師   | 歯科業務補助者   | 保育士                  |
| 看護師   | 診療放射線技師   | 救急救命士                |
| 准看護師  | 診療エックス線技師 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 |
| 看護補助者 | 臨床検査技師    | 柔道整復師                |
| 理学療法士 | 衛生検査技師    | 公認心理師                |
| 作業療法士 | 臨床工学技士    | 診療情報管理士              |
| 視能訓練士 | 管理栄養士     | 医師事務作業補助者            |
| 言語聴覚士 | 栄養士       | その他医療に従事する職員         |
| 義肢装具士 | 精神保健福祉士   | （医師及び歯科医師を除く。）       |

# 賃上げに向けた評価の新設⑥（歯科）

## 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)の新設

- 外来医療又は在宅医療を実施し、入院医療を実施していない歯科診療所であって、勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係職種の賃金の改善を強化する必要がある医療機関において、賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

|                                              |            |
|----------------------------------------------|------------|
| <b>(新)</b> <u>歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）（1日につき）</u> |            |
| <u>歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1</u>                 |            |
| <u>イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合</u>                    | <u>8点</u>  |
| <u>ロ 再診時等</u>                                | <u>1点</u>  |
| <u>歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 2</u>                 |            |
| <u>イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合</u>                    | <u>16点</u> |
| <u>ロ 再診時等</u>                                | <u>2点</u>  |
| ↓                                            |            |
| <u>歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 8</u>                 |            |
| <u>イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合</u>                    | <u>64点</u> |
| <u>ロ 再診時等</u>                                | <u>8点</u>  |

- [算定要件]
- (1) 主として歯科医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。）の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- (2) 各区分のイについては、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の1（初診時）又は3（歯科訪問診療時）を算定している患者について、各区分のロについては、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の2（再診時等）を算定している患者について、それぞれの所定点数を算定する。

# 賃上げに向けた評価の新設⑤

## 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)の新設②

### [施設基準の概要]

- (1) 入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）の届出を行っていない保険医療機関であること。
- (2) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届け出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）により算定される点数の見込みの10倍の数が、対象職員の給与総額の1分2厘未満であること。
- (4) 下記の式【A】に基づき、別表2に従い該当する区分のいずれかを届け出ること。ただし、外来・在宅ベースアップ評価料（II）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）の施設基準の届け出を行う場合は、同一の区分を届け出ること。
- (5) (4)について、「対象職員の給与総額」は、直近12か月の1月あたりの平均の数値を用いること。歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）の算定回数の見込みは、初診料等の算定回数を用いて計算し、直近3か月の1月あたりの平均の数値を用いること。また、毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。  
ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【A】、対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）により算定される点数の見込み並びに外来・在宅ベースアップ評価料（II）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）の算定回数の見込みのいずれの変化も 1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとする。
- (6) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合等においてはこの限りではない。
- (7) (6)について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (8) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (9) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
- (10) 対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。ただし、特定地域に所在する保険医療機関にあっては、当該規定を満たしているものとする。
- (11) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

対象職員の給与総額×1分2厘 - (外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び  
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）により算定される点数の見込み) ×10円

【A】 =

外来・在宅ベースアップ評価料（II）イの算定回数の見込み×8  
+ 外来・在宅ベースアップ評価料（II）ロの算定回数の見込み  
+ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）イの算定回数の見込み×8  
+ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）ロの算定回数の見込み

×10円

【別表2】 外来・在宅ベースアップ評価料（II）の区分

| 【A】   | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）の区分 | 点数（イ） | 点数（ロ） |
|-------|-------------------------|-------|-------|
| 0を超える | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）1   | 8点    | 1点    |
| 1.5以上 | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）2   | 16点   | 2点    |
| ↓     |                         |       |       |
| 7.5以上 | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）8   | 64点   | 8点    |

# 賃上げに向けた評価の新設⑦

## 入院ベースアップ評価料の新設①

- 病院又は有床診療所において、勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

|     |                    |      |
|-----|--------------------|------|
| (新) | 入院ベースアップ評価料（1日につき） |      |
| 1   | 入院ベースアップ評価料 1      | 1点   |
| 2   | 入院ベースアップ評価料 2      | 2点   |
|     | ↓                  |      |
| 165 | 入院ベースアップ評価料165     | 165点 |

[算定要件]

・主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）を算定している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

### 【別表1】主として医療に従事する職員（対象職員）

|       |           |                      |
|-------|-----------|----------------------|
| 薬剤師   | 歯科衛生士     | 社会福祉士                |
| 保健師   | 歯科技工士     | 介護福祉士                |
| 助産師   | 歯科業務補助者   | 保育士                  |
| 看護師   | 診療放射線技師   | 救急救命士                |
| 准看護師  | 診療エックス線技師 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 |
| 看護補助者 | 臨床検査技師    | 柔道整復師                |
| 理学療法士 | 衛生検査技師    | 公認心理師                |
| 作業療法士 | 臨床工学技士    | 診療情報管理士              |
| 視能訓練士 | 管理栄養士     | 医師事務作業補助者            |
| 言語聴覚士 | 栄養士       | その他医療に従事する職員         |
| 義肢装具士 | 精神保健福祉士   | （医師及び歯科医師を除く。）       |



# 賃上げに向けた評価の新設⑧

## 入院ベースアップ評価料の新設②

[施設基準の概要]

- (1) 入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料 1 を除く。）の届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届け出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）により算定される点数の見込みの 10 倍の数が、対象職員の給与総額の 2 分 3 厘未満であること。
- (4) 下記の式により算出した数【B】に基づき、別表 3 に従い該当する区分を届け出ること。
- (5) (4) について、「対象職員の給与総額」は、直近 12 か月の 1 月あたりの平均の数値を用いること。延べ入院患者数は、直近 3 か月の 1 月あたりの平均の数値を用いること。また、毎年 3、6、9、12 月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。  
ただし、前回届け出た時点と比較して、直近 3 か月の【B】、対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）により算定される点数の見込み及び延べ入院患者数のいずれの変化も 1 割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。
- (6) 当該評価料を算定する場合は、令和 6 年度及び令和 7 年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実施しなければならない。ただし、令和 6 年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合等においてはこの限りではない。
- (7) (6) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行い、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (8) 令和 6 年度及び令和 7 年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (9) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
- (10) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

対象職員の給与総額×2分3厘 - (外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び  
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）により算定される点数の見込み) ×10円

【B】 = 当該保険医療機関の延べ入院患者数×10 円

【別表 3】入院ベースアップ評価料の区分

| 【B】           | 入院ベースアップ評価料の区分  | 点数    |
|---------------|-----------------|-------|
| 0 以上 1.5 未満   | 入院ベースアップ評価料 1   | 1 点   |
| 1.5 以上 2.5 未満 | 入院ベースアップ評価料 2   | 2 点   |
| ↓             |                 |       |
| 164.5 以上      | 入院ベースアップ評価料 165 | 165 点 |